

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。※1～6については記入要領を確認しながら記入してください。

奨学生番号				学籍番号	提出日 ※1	西暦	20	年	月	日
6		0			生年月日	西暦		年	月	日 (満 歳)
学校名				学年	年	フリガナ				
学部・学科 (課程・研究科)						氏名 ※2 (自署)				

■ 月額変更 (「第一種奨学金の貸与月額」を参照して記入してください。)

機構使用欄 (変更始期)	年	月
	2	0

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック) ※3	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日 (必須)	20	年	月	日	入居	〒			
生計維持者住所	生計維持者氏名 〒										
	()										
変更内容 (①～④のうち、 該当するいずれ かに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 通学形態変更を伴う減額 <input type="checkbox"/> ①自宅外月額から自宅月額へ→入居日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)										
	<input type="checkbox"/> その他の減額(注) <input type="checkbox"/> ②転学と同時に減額→学校担当者に減額始期を確認してください。 <input type="checkbox"/> ③大学院生 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の減額										
減額始期 ※4	2	0	年	月	選択できる減額始期は記入要領※4を確認してください。						
従前の奨学金月額					円	→	希望する奨学金月額				円
変更する理由											

■ 親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署) ※6	〒									
(親権者) 住所・氏名 (自署)	〒									

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 20 年 月 日

● 学校記入欄(必須)

返還誓約書機構 提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/>	提出済
--	--------------------------	-----

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の貸与月額

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専門課程を置く専修学校に入学する者の変更可月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
	大学				短期大学, 専門課程を置く専修学校, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
区分	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額 (※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月 額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可月額				
区分	自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額		
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	54,000円	64,000円	30,000円	
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円	
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程		88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程		122,000円		80,000円
高等専門学校 (1~3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円	
	私立	32,000円	35,000円	10,000円	
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	
専門課程を置く専修学校	国公立	45,000円	51,000円	30,000円	
	私立	53,000円	60,000円	30,000円	